

○宅地建物取引業法施行規則（昭和 32 年建設省令第 12 号）（抄）

（担保責任の履行に関する措置）

第 16 条の 4 の 2 法第 35 条第 1 項第十三号 の国土交通省令・内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険契約又は責任保険契約の締結
- 二 当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する保証保険又は責任保険を付保することを委託する契約の締結
- 三 当該宅地又は建物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任の履行に関する債務について銀行等が連帯して保証することを委託する契約の締結
- 四 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十一条第一項に規定する住宅販売瑕疵かし担保保証金の供託

（帳簿の記載事項等）

第 18 条 法第 49 条に規定する国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七 （略）

八 宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅（住宅の品質確保の促進等に関する法律第 2 条第 2 項に規定する新築住宅をいう。以下この条において同じ。）の場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該新築住宅を引き渡した年月日

ロ 当該新築住宅の床面積

ハ 当該新築住宅が特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行令（平成 19 年政令第 395 号）第 6 条第 1 項の販売新築住宅であるときは、同項の書面に記載された 2 以上の宅地建物取引業者それぞれの販売瑕疵負担割合（同項に規定する販売瑕疵負担割合をいう。以下この号において同じ。）の合計に対する当該宅地建物取引業者の販売瑕疵負担割合の割合

ニ 当該新築住宅について、住宅瑕疵担保責任保険法人（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人をいう。）と住宅販売瑕疵担保責任保険契約（同法第 2 条第 6 項に規定する住宅販売瑕疵担保責任保険契約をいう。）を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を買主に交付しているときは、当該住宅瑕疵担保責任保険法人の名称

九 （略）

2 （略）

3 宅地建物取引業者は、法第 49 条に規定する帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後 5 年間（当該宅地建物取引業者が自ら売主となる新築住宅に係るものにあつては、10 年間）当該帳簿を保存しなければならない。